

秋田県告示第123号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、次のとおり令和元年度技能検定（随時実施）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公示する。

なお、令和元年10月1日から適用する。

令和元年7月26日

秋田県知事 佐竹敬久

1 等級別実施職種（作業）

(1) 2級について実施する職種（作業）

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）及び紳士服製造（紳士既製服縫製作業）

(2) 3級について実施する職種（作業）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服縫製作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）及び塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び鋼橋塗装作業）

(3) 基礎級について実施する職種（作業）

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸染染作業及び織物・ニット染染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服縫製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

(1) 2級

令第64条の3の規定に該当する者（当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の令（以下「旧令」という。）第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限る。）

(2) 3級

令第64条の4の規定に該当する者（当該職種に係る基礎級又は旧令第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限る。）

(3) 基礎級

令第64条の5の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

(1) 技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

6 受検申請書の交付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時までの間で随時交付する。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

郵送で交付を求める場合は、秋田県職業能力開発協会へ問合せの上、取り寄せること。

7 受検申請書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、原則、技能検定試験の受検を希望する日の30日前までの午前8時30分から午後5時まで

郵送による申請の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書をし、書留郵便によること。ただし、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

8 受検手数料

(1) 額

ア 実技試験

等級及び検定職種	手数料	等級及び検定職種	手数料
2級、3級及び基礎級			
さく井	18,200円	鑄造	18,200円
鍛造	18,200円	機械加工	18,200円
金属プレス加工	18,200円	鉄工	18,200円
建築板金	18,200円	工場板金	18,200円

めっき	18,200円	アルミニウム陽極酸化処理	18,200円
仕上げ	18,200円	機械検査	15,100円
ダイカスト	18,200円	電子機器組立て	18,200円
電気機器組立て	18,200円	プリント配線板製造	18,200円
冷凍空気調和機器施工	18,200円	染色	18,200円
ニット製品製造	18,200円	婦人子供服製造	15,100円
紳士服製造	18,200円	寝具製作	18,200円
帆布製品製造	18,200円	布はく縫製	18,200円
家具製作	18,200円	建具製作	18,200円
紙器・段ボール箱製造	18,200円	印刷	18,200円
製本	18,200円	プラスチック成形	18,200円
強化プラスチック成形	18,200円	石材施工	18,200円
パン製造	18,200円	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	18,200円
水産練り製品製造	18,200円	建築大工	18,200円
かわらぶき	18,200円	とび	18,200円
左官	18,200円	築炉	18,200円
タイル張り	18,200円	配管	18,200円
型枠施工	18,200円	鉄筋施工	18,200円
コンクリート圧送施工	18,200円	防水施工	18,200円
内装仕上げ施工	18,200円	熱絶縁施工	18,200円
サッシ施工	18,200円	ウェルポイント施工	18,200円
表装	18,200円	塗装	18,200円
工業包装	18,200円		

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付を要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料を返還しない。

9 合格者への通知等

(1) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

合格者には、知事名の合格証書が交付される。また、2級合格者には2級技能士章、3級合格者には3級技能士章が、厚生労働大臣から交付される。

10 受検についての問合せ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2301）又は秋田県職業能力開発協会（電話018-862-3510）